

報告第11号

資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、公営企業の資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

平成28年9月6日提出

逗子市長 平 井 竜 一

平成27年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	本市の比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20

備考：資金不足額がない場合は「—」